

第39号議案

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に関する意見聴取について

上記の議案を提出する。

令和元年8月28日

提出者 文京区教育委員会
教育長 加藤 裕一

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第四条―第十七条）

第三章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第十八条―第三十条）

第四章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第三十一条・第三十二条）

第五章 雑則（第三十三条―第三十五条）

付則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の二第五項及び第二百四条第三項並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十四条第五項の規定に基づき、法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(給与)

第二条 会計年度任用職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。

一 法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）から教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号。以下「教特法」という。）第二条第二項に規定する講師に該当する者を除いたもの 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び期末手当

二 フルタイム会計年度任用職員であつて、教特法第二条第二項に規定する講師に該当するもの（以下「フルタイム講師」という。） 給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当及び義務教育等教員特別手当

三 法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。） 報酬及び期末手当

2 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

3 この条例による給与は、現金で直接会計年度任用職員に支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

(給料表)

第三条 会計年度任用職員の給料及び報酬の額の決定には、給料表を用いるものとする。ただし、次条第二項及び第十八条第二項に規定する職に従事する会計年度任用職員については、この限りでない。

2 前項の給料表の種類は、職員の給与に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十九号。以下「給与条例」という。）第五条第一項第一号ア及びイ並びに同項第二号アからウまでに掲げる給料表並びに幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）

第六条第一項に規定する給料表のとおりとする。

3 前項の給料表は、当該会計年度任用職員が採用された日の属する年度の初日において施行されている給与条例及び幼稚園教育職員給与条例に規定する給料表をいう。

第二章 フルタイム会計年度任用職員の給与

(フルタイム会計年度任用職員の給料の額)

第四条 フルタイム会計年度任用職員の給料の額は、月額で定めるものとし、別表に掲げる職種又は職に応じ、同表額の種別の欄に掲げる月額を超えない範囲内において、任命権者が決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる職種又は職の分類により難しいものと任命権者が認める職に従事するフルタイム会計年度任用職員の給料の額については、月額四十二万円を超えない範囲内において、任命権者が決定するものとする。

3 前二項の規定により給料の額を決定する場合には、職員の職務の複雑性、特殊性、困難性及び責任の軽重に応じ、かつ、常勤の職員の給与との権衡を考慮しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の給料の額の決定に関し必要な事項は、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法)

第五条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、月の一日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）につき、毎月一回、規則で定める日に、その全額を支給する。

2 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者に対しては、その日から給料を支給し、給料額に異動を生じた者に対しては、その日から新たに決定された給料を支給する。ただし、離職したフルタイム会計年度任用職員が即日他の職のフルタイム会計年度任用職員に任命されたときは、その日の翌日から給料を支給する。

3 フルタイム会計年度任用職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

4 前二項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数からフルタイム会計年度任用職員について定められた週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

5 フルタイム会計年度任用職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の地域手当）

第六条 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例第十二条の二の規定により地域手当を支給される職員の例により、地域手当を支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第七条 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例第十三条又は幼稚園教育職員給与条例第十五条の規定により通勤手当を支給される職員の例により、通勤手当を支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第八条 フルタイム会計年度任用職員（フルタイム講師を除く。）には、給与条例第十四条及び職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年三月文京区条例第七号。以下「特勤条例」という。）の規定により特殊勤務手当を支給される職員の例により、特殊勤務手当を支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第九条 フルタイム会計年度任用職員がその定められた勤務時間（次条から第十二条までにおいて「所定の勤務時間」という。）中に勤務しないときは、休日（特に勤務することを命ぜられる場合を除き、当該職員について定められた勤務時間においても勤務することを要しない日及び当該日に特に勤務することを命ぜられた場合

における当該日に代わる日（以下「代休日」という。）をいう。以下同じ。）である場合、人事委員会の承認を得て規則で定める有給の休暇による場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない一時間につき、第十三条の規定により算出する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の承認の基準は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

（フルタイム会計年度任用職員の超過勤務手当）

第十条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、その所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、超過勤務手当を支給する。

2 前項に規定する超過勤務手当の額は、勤務一時間につき、第十三条の規定により算出する勤務一時間当たりの給与額に所定の勤務時間以外の時間に勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額とする。

一 所定の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務

二 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前二項の規定に定めるもののほか、あらかじめ割り振られた一週間の所定の勤務時間（以下「割振り変更前の所定の勤務時間」という。）を超えて週休日とされた日に勤務時間を割り振られたフルタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日給が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、第十三条の規定により算出する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合を乗じて得た額

を超過勤務手当として支給する。

4 所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間と割振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した時間との合計が一月について六十時間を超えたフルタイム会計年度任用職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、前三項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十三条の規定により算出する勤務一時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 第二項各号に掲げる勤務の時間 百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）

二 前項の規定による勤務の時間（次条の規定により休日給が支給されることとなる時間を除く。） 百分の五十

（フルタイム会計年度任用職員の休日給）

第十一条 休日の勤務として所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十三条の規定により算出する勤務一時間当たりの給与額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、任命権者が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、休日給は支給しない。

（フルタイム会計年度任用職員の夜勤手当）

第十二条 所定の勤務時間として、午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、次条の規定により算出する勤務一時間当たりの給与額の百分の二十五を夜勤手当として支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務一時間当たりの給与額の算出)

第十三条 第九条から前条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を三十八・七五に五十二を乗じた時間から三十八・七五を五で除して得た時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(休職等となったフルタイム会計年度任用職員の給与)

第十四条 フルタイム講師が教特法第十四条に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、地域手当及び義務教育等教員特別手当のそれぞれの百分の百の額を支給することができる。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第二条第一項の規定による育児休業中のフルタイム会計年度任用職員については、育児休業法第七条の規定により、期末手当を支給することができる。

3 前二項の場合を除き、法第二十八条第二項若しくは職員の休職の事由等に関する規則(昭和五十三年特別区人事委員会規則第十七号。以下「休職規則」という。)第二条第三号若しくは第四条(同条第一号及び第二号に準ずる場合を除く。)の規定による休職、法第五十五条の二第五項の規定による休職又は育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中のフルタイム会計年度任用職員に対しては、休職等の期間中いかなる給与も支給しない。

(フルタイム会計年度任用職員の給与と災害補償との関係)

第十五条 フルタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十三年特別区人事・厚

生事務組合条例第八号)の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第十六条 期末手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日(以下この条及び第三十条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、第四条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則で定める額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百十五、十二月に支給する場合には百分の百二十を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の不支給及び一時差止めに関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前三項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(フルタイム講師の義務教育等教員特別手当)

第十七条 フルタイム講師には、幼稚園教育職員給与条例第三十一条の規定により義務教育等教員特別手当を支給される職員の例により、義務教育等教員特別手当を支給する。

第三章 パートタイム会計年度任用職員の給与

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の額)

第十八条 パートタイム会計年度任用職員の報酬(第二十一条第一項に規定する地域手当に相当する報酬、第二

十二条第一項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、第二十四条第一項に規定する超過勤務手当に相当する報酬、第二十五条に規定する休日給に相当する報酬及び第二十六条に規定する夜勤手当に相当する報酬（以下これらの報酬を「諸手当相当報酬」という。）を含まないものをいう。以下この条から第二十条までにおいて同じ。）の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとし、別表に掲げる職種又は職に応じ、同表額の種別の欄に掲げる月額、日額又は時間額を超えない範囲内において、次条に定めるところにより、任命権者が決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる職種又は職の分類により難しいものと任命権者が認める職に従事するパートタイム会計年度任用職員の報酬の額については、月額で定める職にあつては四十二万円、日額で定める職にあつては四万五千円、時間額で定める職にあつては一万五千円を超えない範囲内において、任命権者が決定するものとする。

3 前二項の規定により報酬の額を決定する場合には、職員の職務の複雑性、特殊性、困難性及び責任の軽重に応じ、かつ、常勤の職員の給与との権衡を考慮しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の報酬の額の決定に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

第十九条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務一月当たりの報酬額は、基準月額に、当該職員について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務一日当たりの報酬額は、基準月額を二十一で除して得た額に、当該職員について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務一時間当たりの報酬額は、基準月額を百六十二・七五で除して得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

4 前三項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の一週間当たりの通常の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして前条により決定した報酬の額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法）

第二十条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、給与期間につき、毎月一回、規則で定める日に、その全額を支給する。

2 新たに月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員となつた者に対しては、その日から報酬を支給し、報酬額に異動を生じた者に対しては、その日から新たに決定された報酬を支給する。ただし、離職したパートタイム会計年度任用職員が即日他の職のパートタイム会計年度任用職員に任命されたときは、その日の翌日から報酬を支給する。

3 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が離職したときは、その日まで報酬を支給する。

4 前二項の規定により報酬を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その給与期間の現日数からパートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

5 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

6 日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬）

第二十一条 パートタイム会計年度任用職員には、地域手当に相当する報酬を支給する。

2 前項に規定する地域手当に相当する報酬の額は、当該職員の報酬（諸手当相当報酬を含まないものをいう。）の百分の二十の範囲内の額とする。

3 パートタイム会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬の支給額、支給方法その他地域手当に相当する報酬の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

（パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬）

第二十二条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を報酬で考慮することが適当でないと認められるものに従事するパートタイム会計年度任用職員（教特法第二条第二項に規定する講師に該当する者を除く。）には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 前項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬の額は、当該職員の報酬（諸手当相当報酬を含まないものをいう。）の百分の二十五を超えない範囲内において定める。ただし、職務の性質により特別の必要がある場合は、この限りでない。

3 パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬の種類、支給範囲及び支給額等については、特勤条例の規定を準用する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額等）

第二十三条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員がその定められた勤務時間（以下この条から第二十六条までにおいて「所定の勤務時間」という。）中に勤務しないときは、休日である場合、人事委員会の承認を得て規則で定める有給の休暇による場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない一時間につき、第二十七条第一号に定める勤務一時間

当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が所定の勤務時間中に勤務しないときは、休日である場合、人事委員会の承認を得て規則で定める有給の休暇による場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない一時間につき、第二十七条第二号に定める勤務一時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が所定の勤務時間中に人事委員会の承認を得て規則で定める有給の休暇を取得したとき並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があつたときは、当該勤務時間一時間につき、第二十七条第三号に定める勤務一時間当たりの報酬額を報酬として支給する。

4 前三項の承認の基準は、人事委員会の承認を得て規則で定める。
(パートタイム会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬)

第二十四条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、超過勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 前項に規定する超過勤務手当に相当する報酬の額は、勤務一時間につき、第二十七条各号の規定により算出する勤務一時間当たりの報酬額に所定の勤務時間以外の時間に勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第一号に掲げる勤務で所定の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る本文に規定する報酬の額は、勤務一時間につき、第二十七条各号の規定により算出する勤

務一時間当たりの報酬額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする。

一 所定の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日給に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

二 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前二項の規定に定めるもののほか、割振り変更前の所定の勤務時間を超えて週休日とされた日に勤務時間を割り振られたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日給に相当する報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、第二十七条各号の規定により算出する勤務一時間当たりの報酬額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当に相当する報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の所定の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の所定の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務においては、勤務一時間につき、第二十七条各号の規定により算出する勤務一時間当たりの報酬額に百分の百を乗じて得た額を超過勤務手当に相当する報酬として支給する。

4 所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間と割振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した時間との合計が一月について六十時間（第二項ただし書及び前項ただし書に規定する割合を乗じることとなる時間を除く。以下この項において同じ。）を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、前三項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第二十七条各号の規定により算出する勤務一時間当たりの報酬額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当に相当する報酬として支給する。

一 第二項各号に掲げる勤務の時間 百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）

二 前項本文の規定による勤務の時間（次条の規定により休日給に相当する報酬が支給されることとなる時間を除く。） 百分の五十

（パートタイム会計年度任用職員の休日給に相当する報酬）

第二十五条 休日の勤務として所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第二十七条各号の規定により算出する勤務一時間当たりの報酬額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合を乗じて得た額を休日給に相当する報酬として支給する。ただし、任命権者が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、休日給に相当する報酬は支給しない。

（パートタイム会計年度任用職員の夜勤手当に相当する報酬）

第二十六条 所定の勤務時間として、午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、次条各号の規定により算出する勤務一時間当たりの報酬額の百分の二十五を夜勤手当に相当する報酬として支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務一時間当たりの報酬額の算出）

第二十七条 第二十三条から前条までに規定する勤務一時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第十八条及び第十九条の規定により決定された報酬の月額並びに人事委員会の承認を得て規則で定める手当に相当する報酬の月額の合計額に十二を乗じ、その額を三十八・七五に五十二を乗じた時間から三十八・七五を五で除して得た時間に人事委員会の承認を得て

規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額に、三十八・七五をパートタイム会計年度任用職員について定められた一週間当たりの勤務時間で除したものを乗じて得た額

二 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第十八条及び第十九条の規定により決定された報酬の日額並びに人事委員会の承認を得て規則で定める手当に相当する報酬の日額の合計額をパートタイム会計年度任用職員について定められた一日当たりの勤務時間で除して得た額

三 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第十八条及び第十九条の規定により決定された報酬の時間額並びに人事委員会の承認を得て規則で定める手当に相当する報酬の時間額の合計額

(休職等となったパートタイム会計年度任用職員の給与)

第二十八条 パートタイム会計年度任用職員のうち、教特法第二条第二項に規定する講師に該当する者が教特法第十四条に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに報酬(第二十二條及び第二十四条から第二十六条までに規定する報酬を除く。)の百分の百の額を支給することができる。

2 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中のパートタイム会計年度任用職員については、育児休業法第七条の規定により、期末手当を支給することができる。

3 前二項の場合を除き、法第二十八条第二項若しくは休職規則第二条第三号若しくは第四号(同条第一号及び第二号に準ずる場合を除く。)の規定による休職、法第五十五条の二第五項の規定による休職又は育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中のパートタイム会計年度任用職員に対しては、休職等の期間中いかなる給与も支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の給与と災害補償との関係)

第二十九条 パートタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償

等に関する条例の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第三十条 期末手当は、基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員(規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員(規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、第十八条及び第十九条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合においては百分の百十五、十二月に支給する場合においては百分の百二十を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の不支給及び一時差止めに関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前三項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

第四章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第三十一条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第十三条第一項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第三十二条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員の旅行に係る費用弁償の額及び支給方法は、文京区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十二月文京区条例第十八号）の適用を受ける非常勤職員の例による。

第五章 雑則

（給与からの控除）

第三十三条 次に掲げるものは、会計年度任用職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

一 会計年度任用職員の居住の用に供する東京都又は区の施設の使用料及びその使用に必要な経費

二 会計年度任用職員がその福利厚生を目的として組織する団体で区長が適当と認めたもの（以下「互助会」という。）の会費並びに互助会の貸付金及び立替金に係る返還金及び利子

三 互助会が取り扱う保険料及び火災共済事業の共済掛金

四 東京都職員信用組合及び中央労働金庫に対する貯蓄金並びにこれらの法人の貸付金に係る返還金及び利子（別に定めのある職員の給与）

第三十四条 第二条から前条までの規定にかかわらず、勤務条件について別に定めのある会計年度任用職員の給与については、常勤の職員の給与との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

（委任）

第三十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会と協議の上、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(給与の種類及び基準の準用)

2 法第五十七条の規定に基づく単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準については、この条例中給与の種類及び基準に関する規定を準用する。

(文京区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 文京区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員及び同法」を加える。

別表(第四条、第十八条関係)

職種又は職			給料表		額の種別		
職種	事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	月額	日額	時間額
	行政職給料表(一)	行政職給料表(一)	行政職給料表(一)	医療職給料表(一)	給料表の1級の額	月額を二十一で除して得た額	月額を百六十二・七五で除して得た額
				医療職給料表(二)	給料表の1級の額		
				医療職給料表(三)	給料表の1級の額		

職		
	業務系	技能系
講師	行政職給料表(一)	行政職給料表(二)
幼稚園教育職員給料表	給料表の1級の額	給料表の1級の額
給料表の1級の額		

備考

- 1 この表において「職種」とは、職員の採用・昇任等に関する一般基準（平成十三年三月二十九日特別区人事委員会決定）十三(一)②に規定する職種をいう。
- 2 この表において「講師」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十七条第十項に規定する講師をいう。

